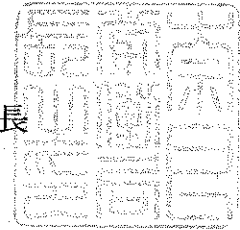


奈勞発基 0622 第 2 号
令和 2 年 6 月 22 日

一般社団法人奈良県建設業協会長 殿

奈良労働局長



粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則
の一部を改正する省令等の施行について

平素は労働行政の推進にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 128 号）及びずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 235 号）が、令和 2 年 6 月 15 日に公布及び告示され、一部の規定を除き、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとされたところです。

つきましては、関係事業者等に対して周知いただきたくお願い申し上げます。

